

○砺波市特定公共賃貸住宅管理条例施行規則

平成16年11月1日

規則第129号

改正 平成17年12月26日規則第33号

平成20年3月31日規則第12号

平成21年3月30日規則第7号

平成29年3月17日規則第2号

平成31年4月26日規則第19号

令和2年3月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、砺波市特定公共賃貸住宅管理条例（平成16年砺波市条例第162号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(入居者の所得基準等)

第3条 条例第6条第1号の市長の定める所得の基準は、次のとおりとする。

(1) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条第4号イに規定する者 15万8,000円以上25万9,000円以下

(2) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「施行規則」という。）第7条第1号に規定する者 25万9,000円を超え48万7,000円以下

(3) 施行規則第7条第2号に規定する者 13万9,000円を超え15万8,000円未満

2 条例第6条第2号の特別の事情は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業若しくは都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の2の規定に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却又は土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定による

事業の認定を受けている事業若しくは公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却をいう。

3 条例第6条第2号の市長の定める所得の基準は、48万7,000円以下であることとする（所得が15万8,000円未満である者にあつては、所得が13万9,000円を超えているものであつて上昇が見込まれるものに限る。）。

4 条例第6条第3号の市長の定める基準は、次のとおりとする。

(1) 所得が48万7,000円以下であること（所得が15万8,000円未満である者にあつては、所得が13万9,000円を超えているものであつて上昇が見込まれるものに限る。）。

(2) 前号に定めるもののほか、地域の実情を勘案して特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であると市長が認めるものであること。

（入居の申込み）

第4条 条例第7条第1項の規定による入居の申込みは、特定公共賃貸住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

(1) 申込みをする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の現住所を証する書類、所得を証する書類及び地方税等を滞納していないことを証する書類

(2) 扶養親族を確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（入居者の選定方法）

第5条 条例第9条の規定による特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 18歳未満の同居する子が3人以上いる者

(2) 配偶者がなく、かつ、現に同居し、又は同居しようとする20歳未満の子を扶養している父又は母

(3) 入居の申込みをした者又は条例第6条第1号に規定する親族（以下「同居親族」という。）のうちに60歳以上の者がある者

(4) 入居の申込みをした者又は同居親族のうちに次に掲げる障害者等がある者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までに該当する障害を有する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所の長、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所の長、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師により、重度若しくは中度の知的障害であると判定された者又はこれと同程度の精神的障害を有すると判定された者

(5) 砺波市営住宅の入居者のうち収入超過者又は高額所得者で市長が認める者

(6) 前各号に該当する者のほか、市長が住宅事情の改善が特に必要と認める者  
(入居の手続)

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する請書は、特定公共賃貸住宅使用請書（様式第2号）とする。

2 前項の請書には、次条第1項の要件を満たす連帯保証人1人の印鑑登録証明書、収入を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えなければならない。

3 条例第11条第2項の規定により入居の手続を延期しようとする者は、特定公共賃貸住宅の入居の決定のあった日から10日以内に特定公共賃貸住宅入居手続延期承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第7条 連帯保証人は、次の要件を備えている者でなければならない。

(1) 市内の居住者であること。ただし、入居決定者の2親等以内の親族又は雇主にあってはこの限りでない。

(2) 入居決定者の家賃の3倍以上の収入があること。

2 条例第11条第1項第1号に規定する規則で定める極度額は、入居決定時（次項に規定する連帯保証人変更の手続を行う場合においては、申請書提出時）における近傍同種の住宅の家賃の12箇月分の金額に15万円を加えた額とする。

3 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書（様式第4号）に前条第2項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 入居者は、連帯保証人につき次の各号のいずれかに定める事実が発生したときは、直ちに前項に規定する連帯保証人変更の手続をしなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 後見又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 破産したとき、又は収入が著しく減少したとき。
- (4) 住所が不明になったとき。
- (5) 第2項に定める極度額に至るまで責任を負ったとき。

5 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更を生じたときは、特定公共賃貸住宅連帯保証人住所（氏名・勤務先）変更届（様式第5号）に変更を証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

（家賃の決定及び変更）

第8条 条例第12条第1項に規定する特定公共賃貸住宅の家賃（以下「家賃」という。）は、月を単位として別表第1に定める額とする。

2 市長は、条例第12条第2項の規定により家賃を変更しようとするときは、家賃を変更する時期、その額その他必要な事項を入居者に通知するものとする。

（家賃の減額申請）

第9条 条例第15条の規定による家賃の減額を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、毎年、7月1日から8月31日までに市長に提出しなければならない。

2 新たに特定公共賃貸住宅に入居しようとする者が家賃の減免を受けようとする場合は、第4条に規定する特定公共賃貸住宅入居申込書の提出をもって、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書の提出があったものとみなす。

（入居者負担額の決定方法）

第10条 条例第16条の入居者負担額は、別表第2に定める額とする。

（家賃等の減免及び徴収猶予の申請）

第11条 条例第17条又は第19条の規定により家賃等の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅家賃等減免・徴収猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（入居者の負担する費用）

第12条 条例第21条第5号に規定する市長の定める費用とは、明渡しの際に通常の使用による損耗のみ生じている場合についても行うこととしている畳の表替え、障子及びふすまの張替え並びにクリーニングに要する費用とする。

(不在の届出)

第13条 条例第24条の規定による届出は、特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないこととなる日の前日までに特定公共賃貸住宅不在届(様式第8号)を市長に提出して行わなければならない。

(住宅併用の承認)

第14条 条例第26条ただし書の規定により特定公共賃貸住宅を住宅以外の用途に併用しようとする者は、特定公共賃貸住宅用途併用承認申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(住宅模様替え及び増築の承認申請)

第15条 条例第27条第1項ただし書の規定により特定公共賃貸住宅の模様替え又は増築をしようとする者は、特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(同居の承認申請)

第16条 条例第28条第1項の規定により特定公共賃貸住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとする者は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、認定収入及び入居者負担金の再認定を行うものとする。

(同居親族異動届)

第17条 出産、死亡、転居又は転出により同居する親族に異動が生じたときは、入居者は、速やかに特定公共賃貸住宅同居親族異動届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、認定収入及び入居者負担金の認定を行うものとする。

(入居承継の承認申請)

第18条 条例第29条第1項の規定により入居承継の承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生した日から30日以内に特定公共賃貸住宅入居承継承

認申請書（様式第13号）に特定公共賃貸住宅使用請書（様式第2号）及び当該承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（住宅明渡しの届出）

第19条 条例第30条第1項の規定による届出は、特定公共賃貸住宅明渡届（様式第14号）を市長に提出して行わなければならない。

（身分を示す証票）

第20条 条例第32条第3項に規定する身分を示す証票は、身分証票（様式第15号）による。

（その他）

第21条 この規則に定めるもののほか、特定公共賃貸住宅の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の砺波市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成12年砺波市規則第27号）又は庄川町特定公共賃貸住宅管理条例施行規則（平成7年庄川町規則第10号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に合併前の規則により家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予を申請している者に係る家賃等の減額若しくは免除又は徴収猶予の基準等は、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成17年12月26日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第12号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年3月17日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第19号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第14号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

名称	建設年度	住戸タイプ	床面積	戸数	家賃（月額）
新栄町団地	平成12年度	2DK（B）	57.1m <sup>2</sup>	1戸	69,000円
		2LDK	68.5m <sup>2</sup>	3戸	85,000円
		3LDK	82.0m <sup>2</sup>	1戸	98,000円
グリーンハイツ示野	平成8年度	3DK（A）	71.7m <sup>2</sup>	22戸	66,000円
	平成10年度	3DK（A）	71.7m <sup>2</sup>	14戸	66,000円
		3DK（B）	77.9m <sup>2</sup>	4戸	69,000円

別表第2（第10条関係）

名称	建設年度	住戸タイプ	所得区分（月額）	入居者負担額（月額）
新栄町団地	平成12年度	2DK（B）	186,000円以下の場合	51,000円
			186,000円を超え214,000円以下の場合	51,000円
			214,000円を超え259,000円以下の場合	51,000円
			259,000円を超え350,000円以下の場合	56,000円
			350,000円を超え487,000円以下の場合	61,000円
		2LDK	186,000円以下の場合	60,000円
			186,000円を超え214,000円以下の場合	60,000円

			4,000円以下の場合	
			214,000円を超え259,000円以下の場合	60,000円
			259,000円を超え350,000円以下の場合	65,000円
			350,000円を超え487,000円以下の場合	70,000円
		3LDK	186,000円以下の場合	70,000円
			186,000円を超え214,000円以下の場合	70,000円
			214,000円を超え259,000円以下の場合	70,000円
			259,000円を超え350,000円以下の場合	75,000円
			350,000円を超え487,000円以下の場合	80,000円
グリーンハイツ 示野	平成8年度	3DK (A)	186,000円以下の場合	50,000円
			186,000円を超え214,000円以下の場合	50,000円
			214,000円を超え259,000円以下の場合	50,000円
			259,000円を超え350,000円以下の場合	53,000円
			350,000円を超え487,000円以下の場合	56,000円
	平成10年度	3DK (A)	186,000円以下の場合	50,000円
			186,000円を超え214,000円以下の場合	50,000円
			214,000円を超え259,000円以下の場合	50,000円
			259,000円を超え350,000円以下の場合	50,000円

		259,000円を超え350,000円以下の場合	53,000円
		350,000円を超え487,000円以下の場合	56,000円
	3DK (B)	186,000円以下の場合	53,000円
		186,000円を超え214,000円以下の場合	53,000円
		214,000円を超え259,000円以下の場合	53,000円
		259,000円を超え350,000円以下の場合	57,000円
		350,000円を超え487,000円以下の場合	61,000円

特定公共賃貸住宅入居申込書

年 月 日

砺波市長 あて

申込者 本籍地 \_\_\_\_\_

特定公共賃貸住宅の入居を次のとおり申し込みます。

現住所 \_\_\_\_\_

なお、記載事項が事実と相違する場合は、入居の資格を取り消されても異議を申しません。

氏名 \_\_\_\_\_ ㊦

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

また、入居の際には、砺波市特定公共賃貸住宅条例及び同施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、これらに違反した場合は、入居の許可を取り消されても異議を申しません。

希 望 住 宅				収 入 区 分 (※この欄は記入しないでください。)					
団 地 号				原 則	裁 量 [ 老人・身障・その他( ) ]				
フリガナ	氏 名	続柄	生年月日		勤務先 [職 業]	年 間 収 入 額		備 考	
			年齢	性別	所 在 地	種 類	金 額		
					電 話 番 号				
入 居 同 居 予 定 親 族	申 込 者	本 人	・	・	[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
			歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年	
				・	・	[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)
				歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年
				・	・	[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)
				歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年
				・	・	[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)
				歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年
				・	・	[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)
				歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年
				・	・	[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)
				歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年
			・	・	[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
			歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年	
同 居 以 外 の 扶 養 親 族			・	・	勤務先	収 入	円	障害・特障( 級)	
			歳	男・女	所在地	電話番号	( )	寡婦・寡夫・老年	
				・	・	現住所	電話番号	( )	老扶・特扶
				歳	男・女	勤務先	収 入	円	障害・特障( 級)
			・	・	所在地	電話番号	( )	寡婦・寡夫・老年	
			歳	男・女	現住所	電話番号	( )	老扶・特扶	

【添付書類】

- 1 申込者、同居親族及び同居以外の扶養親族が記載されている世帯の住民票 (本籍地・続柄記載のもの) 各1通  
 なお、婚姻の予約者等、現在別居の状態にある者については、それぞれの世帯の住民票 各1通
- 2 申込者、同居親族及び同居以外の扶養親族について(1)及び(2)の双方の書類 各1通
  - (1) 市町村長発行の前年の所得証明書  
 (ただし、前年の証明がとれない期間は、前々年の証明とする。)
  - (2) 前年の所得を証する書類
    - ア 給与所得者は、源泉徴収票又は給与証明書
    - イ 年金受給者は、公的年金源泉徴収票又は年金改定通知書
    - ウ 事業所得者は、確定申告書の写し又は収支内訳書の写し
- 3 地方税等を滞納していないことを証する書類
- 4 扶養親族を確認できる書類
- 5 その他必要な書類

様式第2号(第6条、第18条関係)

特定公共賃貸住宅使用請書

年 月 日

砺波市長 あて

次の特定公共賃貸住宅の使用については、砺波市特定公共賃貸住宅管理条例及び同施行規則並びにこれらに基づく指示命令を堅く守り、これらに違反した場合は入居の許可を取り消されても異議を申しません。また、連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他一切の義務を負担します。

特定公共 賃貸住宅	団地 号	家賃(月額) 円	敷 金 円	入居可能日 年 月 日
--------------	---------	-------------	-------------	----------------

入居決定者	本籍地				
	現住所	電話番号 ( )			
	フリガナ氏名 生年月日	(実印)	年 月 日生	同居者数	人
	勤務先	名 称 所在地	電話番号 ( )		
連帯保証人	現住所	電話番号 ( )			
	フリガナ氏名 生年月日	(実印)	年 月 日生	入居決定者との関係	
	勤務先	名 称 所在地	電話番号 ( )		
	保証する極度額	(近傍同種の住宅の家賃の12箇月分の金額に15万円を加えた額) 円			

【添付書類】

- 1 入居決定者及び連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)各1通
- 2 連帯保証人の収入を証する書類(所得証明書、源泉徴収票又は給与証明書等)1通
- 3 その他必要な書類

様式第3号(第6条関係)

特定公共賃貸住宅入居手続延期承認申請書

年 月 日

砺波市長 あて

住 所			
入居決定者	①	電話番号	( )

特定公共賃貸住宅の入居手続延期の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

入居決定の内容	住 宅 名	特定公共賃貸住宅	号
	入居決定通知日	年 月 日	
	入居手続期限	年 月 日	
	入居可能日	年 月 日	
入居手続延期の理由等	入居手続延期の理由		
		入居手続完了予定日	年 月 日( 日間 延期)
	入居予定日	年 月 日	

【添付資料】

- ・延期の理由を証する書類

様式第4号(第7条関係)

特定公共賃貸住宅連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
家 賃	円		
入 居 者	(印)	電 話 番 号	( )

特定公共賃貸住宅の連帯保証人変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。  
 変更後の連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他一切の義務を負担します。

変更前の連帯保証人	現住所	電話番号 ( )		
	フリガナ氏名 生年月日	(印)	年 月 日生	入居者との関係
変更後の連帯保証人	現住所	電話番号 ( )		
	フリガナ氏名 生年月日	(実印)	年 月 日生	入居者との関係
	勤務先	名称	電話番号 ( )	
		所在地		
保証する極度額	円 (近傍同種の住宅の家賃の12箇月分の金額に15万円を加えた額)			
連帯保証人の変更理由	.....			

【添付書類】

- 1 新たな連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3月以内のもの)
- 2 新たな連帯保証人の収入を証する書類(所得証明書、源泉徴収票又は給与証明書等)
- 3 その他必要な書類

様式第5号(第7条関係)

特定公共賃貸住宅連帯保証人住所(氏名・勤務先)変更届

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
入 居 者		Ⓜ	電話番号 ( )

特定公共賃貸住宅の連帯保証人について、次のとおり住所(氏名・勤務先)が変更になりましたのでお届けします。

変 更 前	本 籍 地			
	現 住 所	電話番号 ( )		
	フリガナ氏名 生年月日	年 月 日生	入 居 者 との関係	
	現 住 所	電話番号 ( )		
変 更 後	フリガナ氏名 生年月日	年 月 日生	入 居 者 との関係	
	現 住 所	電話番号 ( )		
	勤 務 先	名 称	電話番号 ( )	
		所 在 地		
後	現 住 所	電話番号 ( )		
	フリガナ氏名 生年月日	年 月 日生	入 居 者 との関係	
	勤 務 先	名 称	電話番号 ( )	
		所 在 地		
変更した年月日			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

【添付書類】

- ・変更したことを証する書類

市長 氏名

市営住宅

団地

号

入居者

☎

(電話番号

—

)

年 月 日

本府特定公共賃貸住宅管理条例第13条第1項の規定により、次のとおり家賃の減額を申請します。

整理 番号	① 本人との 続柄	② 氏 名	③ 生年月日	④ 年 齢	⑤ 職 業	⑥ 勤 務 名 称	⑦ 所 在 地	⑧ 年 間 取 入 額			⑨ 備 考	
								給 与	年 金	其 他		
入 居 者	1	使用者 本人	・ ・			(電話 — )	給与	年金	その他	就業 期間	就業 期間	就業 期間
	2		・ ・			(電話 — )	給与	年金	その他	就業 期間	就業 期間	就業 期間
	3		・ ・			(電話 — )	給与	年金	その他	就業 期間	就業 期間	就業 期間
	4		・ ・			(電話 — )	給与	年金	その他	就業 期間	就業 期間	就業 期間
	5		・ ・			(電話 — )	給与	年金	その他	就業 期間	就業 期間	就業 期間
	6		・ ・			(電話 — )	給与	年金	その他	就業 期間	就業 期間	就業 期間
	7		・ ・			(電話 — )	給与	年金	その他	就業 期間	就業 期間	就業 期間
8	別居 扶養者		・ ・				⑩ 1 入居者、同居親族及び同居以外の扶養親族について(1)及び(2)の双方の書類 各1通。 市町村長発行の前年の所得証明書(ただし、前年の証明が取れない場合は、前々年の証明とする。) 前年の所得を証する書類 ア 給与所得者は、源泉徴収票又は給与証明書 イ 年金受給者は、公的年金源泉徴収 票又は年金決定通知書 ウ 事業所得者は、確定申告書の写し及び収支内訳書 ⑪ 2 扶養親族を証する書類 3 その他必要な書類					⑫ 申請人印 人
9			・ ・									⑬ 申請人印 人

これからの欄は記入しないでください。

カード No.	合計 年度	住 宅 区 域	住 宅 種 別	住 宅 号 数	扶 養 親 族 人 員								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
3	1												

若 年 者 控 除 証 書 管 理 番 号	20	21	22	23	24
若 婦 ( 夫 ) 控 除 証 書 管 理 番 号	25	26	27	28	29

整理 番号	所得 区分	取 入 額	課 税 額
30	31	32	33
34	35	36	37
38	39	40	41
42	43	44	45
46	47	48	49
50	51	52	53
54	55	56	57
60	61	62	63
66	67	68	69
70	71	72	73
76	77	78	79
80	81	82	83
86	87	88	89
90	91	92	93

調 査 員	管 理 人
人 居 者 氏 名	コ ー ド
備 考	

所 得 区 分	コ ー ド
給 与 所 得	1
年 金 所 得 (65歳以上)	2
年 金 所 得 (65歳未満)	3
そ の 他	4

様式第7号(第11条関係)

特定公共賃貸住宅 家賃等減免・徴収猶予 申請書

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
入 居 者	㊦	電話番号	( )

特定公共賃貸住宅の家賃等の(減免・徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

家賃入居者負担額	月 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
敷 金	月 額	円
	減免申請額	円
	徴収猶予申請額	円
減免又は徴収猶予申請期間	年 月 分 から 年 月 分 まで ( 月間)	
減免又は徴収猶予を必要とする理由	..... ..... ..... .....	

【添付資料】

- ・減免又は徴収猶予を必要とする理由を証する書類

様式第8号(第13条関係)

特定公共賃貸住宅不在届

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
入 居 者		電話番号	( )

特定公共賃貸住宅を15日以上不在にしますので、次のとおり届け出ます。

不在にする期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
不在にする理由	
入居者の 連絡先	居 所 名称所在地 電話番号 ( )
	勤 務 先 名称所在地 電話番号 ( )
上記以外の 緊急連絡先	氏 名 住所 続柄( )電話番号 ( )
	勤 務 先 名称所在地 電話番号 ( )

様式第9号(第14条関係)

特定公共賃貸住宅用途併用承認申請書

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
入 居 者		電話番号	( )

特定公共賃貸住宅の用途併用の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、用途を併用するに当たっては、砺波市特定公共賃貸住宅管理条例及び同施行規則を堅く守り、近隣の居住者に迷惑を及ぼさないよう誓約します。

用途変更の内容	用途変更の部分	
	用 途	
	構 造	
	面 積	
	用途変更の期間	年 月 日から 年 月 日( )まで
工事の内容	施工者名	電話番号 ( )
	施工期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)
用途変更の理由		

【添付資料】

- ・用途変更の部分の平面図(設計図)

様式第10号(第15条関係)

特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
入 居 者		☎	電話番号 ( )

特定公共賃貸住宅の **模様替え** **増 築** の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

模様替え・ 増築の内容	模様替えの 場所・名称	
	同目的・設 置 数 等	
	増築の構造	
	同 面 積	
	模様替え・ 増築の期間	年 月 日から 年 月 日( )まで
工事の内容	施 工 者 名	電話番号 ( )
	施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)
模様替え・増築の理由		

【添付資料】

- ・模様替え・増築の部分の平面図

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団 地	号室
入 居 者		☎	電話番号 ( )

特定公共賃貸住宅の同居の承認を受けたいので、次のとおり申請します。あわせて、認定収入及び入居者負担額の再認定を申請します。なお、砺波市特定公共賃貸住宅条例及び同施行規則を堅く守り、住宅を明け渡すときは同居者も退去させることを誓約します。

現入居者世帯人員( )人		同居予定人員 ( )人		計 ( )人				
フリガナ	氏 名	続柄	生年月日		勤務先 [職 業]	年 間 収 入 額		備 考
			年齢	性別	所 在 地 現 住 所	種 類	金 額	
同居 予 定 者			・	・	勤務先	収 入	円	障害・特障( 級)
					所在地	電話番号	( )	寡婦・寡夫・老年
			歳	男・女	現住所	電話番号	( )	老扶・特扶
			・	・	勤務先	収 入	円	障害・特障( 級)
					所在地	電話番号	( )	寡婦・寡夫・老年
			歳	男・女	現住所	電話番号	( )	老扶・特扶
			・	・	勤務先	収 入	円	障害・特障( 級)
					所在地	電話番号	( )	寡婦・寡夫・老年
		歳	男・女	現住所	電話番号	( )	老扶・特扶	
同居理由		.....						
同居予定年月日		年 月 日						

【添付書類】

- 1 同居予定者が記載されている世帯の住民票(本籍地・続柄記載のもの)各1通
- 2 同居予定者の戸籍謄本又は戸籍抄本(入居者との親族関係がわかるもの)各1通
- 3 同居予定者について(1)及び(2)の双方の書類 各1通
  - (1) 市町村長発行の前年の所得証明書  
(ただし、前年の証明がとれない期間は、前々年の証明とする。)
  - (2) 前年の所得を証する書類
    - ア 給与所得者は、源泉徴収票又は給与証明書
    - イ 年金受給者は、公的年金源泉徴収票又は年金改定通知書
    - ウ 事業所得者は、確定申告書の写し又は収支明細書
- 4 地方税等を滞納していないことを証する書類
- 5 その他必要な書類

様式第12号(第17条関係)

特定公共賃貸住宅同居親族異動届

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
入 居 者		☎	電話番号 ( )

特定公共賃貸住宅の同居親族に異動があったので、次のとおり届け出ます。あわせて、認定収入及び入居者負担金の再認定を申請します。

	フリガナ	続柄	異 動 事 由	異 動 年 月 日
	氏 名	性別		転居・転出先の住所
異 動 し た 同 居 親 族			出生・死亡・転居・転出	年 月 日
		男・女	.....	
			出生・死亡・転居・転出	年 月 日
		男・女	.....	
			出生・死亡・転居・転出	年 月 日
		男・女	.....	
			出生・死亡・転居・転出	年 月 日
		男・女	.....	

【添付書類】

- ・住民票又は住民票除票

特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書

年 月 日

砺波市長 様

住 宅 名	特定公共賃貸住宅 団 地 号		
申 請 者	被承継人 (入居者)	印	電話番号 ( )
	承継人		電話番号 ( )

特定公共賃貸住宅の入居承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。  
 なお、承継人は家賃その他一切の入居者の義務を引き継ぎます。

被承継人入居年月日		年 月 日							
承継年月日		年 月 日							
承継の理由									
.....									
.....									
	フリガナ	続柄	生年月日		勤務先 [職 業]	年 間 収 入 額		備 考	
	氏 名		年齢	性別	所 在 地 電 話 番 号	種 類	金 額		
承 継 後 の 同 居 親 族 状 況	承 継 人	本人	・		[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
			・		[ ]	年 金	円	寡婦・寡夫・老年	
			歳	男・女	( )	そ の 他	円	老扶・特扶	
			・		[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
	同 居 親 族			・		[ ]	年 金	円	寡婦・寡夫・老年
				歳	男・女	( )	そ の 他	円	老扶・特扶
				・		[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)
				歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年
同 居 以 外 の 扶 養 親 族			・		[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
			歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年	
			・		[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
			歳	男・女	( )	そ の 他	円	老扶・特扶	
同 居 以 外 の 扶 養 親 族			・		[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
			歳	男・女	( )	年 金	円	寡婦・寡夫・老年	
			・		[ ]	給 与	円	障害・特障( 級)	
			歳	男・女	( )	そ の 他	円	老扶・特扶	

【添付書類】

- 1 特定公共賃貸住宅使用請書(連帯保証人の印鑑登録証明書、納税証明書及び収入を証する書類)
- 2 承継の理由となるべき事実が明らかとなる書類
- 3 その他必要な書類

様式第14号(第19条関係)

特定公共賃貸住宅明渡届

年 月 日

砺波市長 あて

住 宅 名	特定公共賃貸住宅	団地	号
入 居 者		電話番号	( )

特定公共賃貸住宅を明け渡しますので、次のとおり届け出ます。

明 渡 し 日	年 月 日		
明 渡 し の 理 由	1 住宅の新築	2 住宅の購入	
	3 民間の賃貸住宅への転居	4 県・市町村営住宅への転居	
	5 その他( )		
転 居 先	電話番号 ( )		
明 渡 し 検 査 の 立 会 い の 連 絡 先	1 転居先	2 勤務先( )	
	3 その他( )		
	所在地	電話番号 ( )	
模様替え・増築	1 有	措置方法	
	2 無		
家賃等の滞納	1 有	未 納 額	円
	2 無	納 入 期 日	年 月 日

【注意】

- この届けは、特定公共賃貸住宅を明け渡す日の10日前までに提出してください。
- 模様替え又は増築した部分がある場合は、明渡しの日までに、入居者の費用で、原状回復又は撤去をしてください。また、家財道具等はすべて撤去し、清掃を済ませておいてください。
- 明渡しの日までに、転居に伴う必要な手続を済ませておいてください。

※事務処理欄	明 渡 し 検 査 日 時	年 月 日 ( ) 午前・午後 :
	検 査 員	.

様式第15号(第20条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 票</p> <p>所 属 氏 名</p> <p>この証票は、砺波市営住宅管理条例第56条第3項、砺波市特定公共賃貸住宅管理条例第32条第3項及び砺波市賃貸住宅管理条例第27条第3項の規定に基づき、身分を示すものです。</p> <p style="text-align: right;">砺波市長 <span style="float: right;">印</span></p>	6cm
8cm	

(裏)

<p>この証票を携帯する者は、砺波市営住宅管理条例、砺波市特定公共賃貸住宅管理条例及び砺波市賃貸住宅管理条例の規定により、次の職権を行うものです。</p> <p>砺波市営住宅管理条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>第36条 収入状況の報告の請求等</li><li>第41条 市営住宅の検査及び原状回復等</li><li>第56条 立入検査</li></ul> <p>砺波市特定公共賃貸住宅管理条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>第30条 住宅の検査及び原状回復等</li><li>第32条 立入検査</li></ul> <p>砺波市賃貸住宅管理条例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>第24条 賃貸住宅の検査及び原状回復等</li><li>第27条 立入検査</li></ul>
--

- 様式第 1 号 (第 4 条関係)
- 様式第 2 号 (第 6 条、第 1 8 条関係)
- 様式第 3 号 (第 6 条関係)
- 様式第 4 号 (第 7 条関係)
- 様式第 5 号 (第 7 条関係)
- 様式第 6 号 (第 9 条関係)
- 様式第 7 号 (第 1 1 条関係)
- 様式第 8 号 (第 1 3 条関係)
- 様式第 9 号 (第 1 4 条関係)
- 様式第 1 0 号 (第 1 5 条関係)
- 様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)
- 様式第 1 2 号 (第 1 7 条関係)
- 様式第 1 3 号 (第 1 8 条関係)
- 様式第 1 4 号 (第 1 9 条関係)
- 様式第 1 5 号 (第 2 0 条関係)